

# 一九六〇年代における日本被団協「再生」の意味を問う

—「被団協関連文書」No.8の分析—

松田 忍

## In Quest of the Meaning of the Rebirth of *Nihon Hidankyo* in the 1960s: An Analysis of 'Documents Related to the Confederation, No. 8'

Shinobu Matsuda

This paper examines a file (No. 8) of historical documents related to *Nihon Hidankyo* (Japan Confederation of A- and H-Bomb Sufferers Organizations), and discusses how the organizational principle of the confederation was changed from top-down to bottom-up in the late 1960s.

When the movement to ban atomic and hydrogen bombs in Japan was split in the 1960s, *Nihon Hidankyo* suspended activities for a year since it couldn't coordinate the violent clash of opinions about the pros and cons of the nuclear weapons. When *Hidankyo* became active again Takeshi Ito, the executive director of the Tokyo branch (*Toyukai*), of the confederation, was the central figure who lead the successful reorganization. He listened to voices of A-bomb survivors, and spurred them to participate actively in the confederation. He believed that doing so would help survivors regain the strength necessary to go on with their lives.

*Key words:* Japan Confederation of A- and H-Bomb Sufferers Organizations (日本原水爆被害者団体協議会), movement to ban atomic and hydrogen bombs (原水爆禁止運動), suspension and re-start of the confederation (協議会の休止と再開), Takeshi Ito (伊東壮), historical documents (歴史資料)

はじめに

一九五六年に開かれた第二回原水爆禁止世界大会に際して設立された日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)は、原水禁運動が分裂した一九六〇年代に、原水禁団体との関係を巡り運動が停滞し、一年間の運動休止期間を経て、一九六六年から運動が「再生」したと評価されてきた。<sup>一</sup>

運動の「再生」に際しては、日本被団協と各県被団協の連絡を強化するために「被団協速報」が発刊された。<sup>二</sup> その二号(一九六七年一月一日)に掲載されたのが、伊東壮<sup>三</sup>東京都原水爆被害者団体協議会(東友会)事務局長が記した「みんなの対政府交渉へ」であった。「再生」にあたり、日本被団協は、国会や政府に対する陳情・請願の「行動」を企画したが、ここで伊東壮は、組織が比較的しっかりしていると自負する東友会ですら、この「行動」を推進することは簡単なことではないとした。

東京はこの大行動に三〇〇名の動員を予定されている。五〇〇〇名もいる東友会の人の中で三〇〇名位の動員はわけではないと思われるかも知れない。五〇〇〇名もの多人数をかかえながら、とにかく各区、各市町村に被爆者の地域組織をもち、たえず、「東友」や「健診のしおり」を通じて企画に働きか

けを行って来た例は、全国でも珍らしいし、全国の被爆者組織のなかではそうしたいみでは先づ上位に位するだろうと「中国新聞」を始め内外ともに自負しているのである。

史料にある通り、東友会は三〇〇名の被爆者をこの運動に動員することを予定していた。しかしこの動員が必ずしも簡単にいくものではないことを伊東は続けて記している。

ところが、各地区の代表者からなる東友会理事会では、この三〇〇名の動員は大変な論議をよびおこしてしまった。「座り込みを含むこうした行動に被爆者を動員するには、時間をかけた討論を通じ行動への理解を深めなければ不可能である。」「都内と雖も交通費がかかる。一人三〇〇円としても、一日九万円、四回もつづけければ、三六万円の費用がかかる。その費用はどのような形で捻出するのか」発言する各地区の代表者の頭には、一地域当り一〇名の割りになるこの動員数に、具体的に「誰々さん」の顔が去来したことであろう。その人をこの動員につれ出すためのいろいろな方策がこうした発言をさせたのであろう。

私たち東友会の執行部には、この大動員は被団協の従来の体質を根本的に変更する問題を含んでいることを感じとった。すなわち、日本被団協の何人かの幹部が自分たちだけでおこす行動とは全く異質な何かがあるということである。

(傍線は引用者)

つまり日本被団協の代表者数名が、政府や国会に対して陳情をおこなうことはそれまでもあったが、多くの被爆者を「行動」に連れ出すことは日本被団協として新しい取り組みであったのだ。

「何人かの有志が座り込んだり交渉したりして苦労して」いた運動に対して、「絶対多数の被爆者は、「好きな連中が又やっている」と思ったり、中には幹部が何をやっているのか全然知らないということが長くつづいて」いたのではないかと伊東は問う。そして「今や全国三〇万の被爆者が、行動のために上京しようがしまいが事のなりゆきを片唾をのんで見守るなかで、この大行動が組織される」必要を論じている。

この史料が記された前年には、被爆者の要求の正当性を訴えるパンフレット『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』（通称「つるパンフ」）が日本被団協によって作成されており、伊東自身も専門委員として「つるパンフ」執筆の中心的な役割を担っていた。しかし「行動」の遂行のためには、専門委員が学知をもとに作成した「つるパンフ」だけでは不十分だとの声を受けたことも同史料には記されている。

ある東京の地域の代表者からこんな注文があった。「なるほどツルのパンフレットの内容はよくまとまっているだろう。だけど、問題はそれが最も下部の一人一人の被爆者とどのように血がつながって通い合っているかが問題だ。どんなつまらない悩みや苦しみでも一人一人が自分でそれを書いてもち寄ることから仕事は始るのだ。」

多くの被爆者を動員する「行動」を仕掛けるにあたっては、専門委員が作成した「つるパンフ」をそれぞれの被爆者が自分の問題として受けとめ、一人一人の被爆者の声を持ちよって「行動」せねばならないと考えられたのであった。

「みんなの対政府交渉へ」を読むと、日本被団協の「再生」は単なる運動の再開に留まらず、組織原理や運動原理の大きな質的転換を伴った「再

生」であったことがわかる。本論文では、「被団協関連文書」を利用しながら、被団協運動における一九六〇年代半ばの大きな質的転換およびその意味について考察する。

#### 1 日本被団協の設立・停滞・「再生」——『五〇年史』の記述から——

まず一九五六年に設立された日本被団協が一九六〇年代半ばの分裂危機を経て、運動が「再生」するに至るプロセスを『五〇年史』の記述を参照しながら確認する。

#### (1) 日本被団協の設立

アメリカは、一九五四年三月から五月にかけて、中部太平洋マーシャル諸島のビキニ環礁とエニウェトク環礁で核実験をおこなった。近隣の島民や近海で操業していた多数の漁船に被害が及び、第五福竜丸乗組員が「原子病」にかかったことが報じられ、「死の灰」が国内に持込まれて不用意に運ばれている<sup>四</sup>。危険性が指摘された。さらに同船の鮪から放射能が検出されたことで、「原爆マグロ」と「死の灰」は国民の日常生活の問題として受けとめられた。水産業関係者のみならず各種団体で原水爆に反対する署名運動が始まり、自治体決議も相次いだ。さらに一九五四年八月八日には各地の署名を集計するセンターとして、原水爆禁止署名運動全国協議会が発足した。三度目の原水爆被害を憂える人々の想いは、一九五五年八月六日から八日までの第一回原水爆禁止世界大会の開催へとつながった。

『五〇年史』では第一回原水爆禁止世界大会について、被爆者が被爆体験をはじめて広く語った場として記載されている。同書は、①大会初日に原爆被爆者である広島の高橋昭博、長崎の山口みさ子らが発言したこと、②関

東地方から参加した代表の多くが民家に宿泊した結果、泊めた側（被爆者）が泊まった人と交流する機会になったことに注目した上で、「世界大会は、原爆投下の犯罪性追及の課題などは残されたが、大会を準備した世論と運動の動向は、その後の運動の基盤となった」と評価している。

世界大会後、原水爆禁止運動広島協議会は被爆者救済委員会を設け、藤居平一<sup>六</sup>が委員長になる。藤居の基本構想は「年がら年中、死ぬまで運動をする原爆被害者」が「原爆被害を「まどう」（償わせる）ための組織」をつくることであった。被爆者組織を、広島県の全県組織からはじまり、長崎をはじめ各県の組織、全国組織へと拡大し、さらに世界の核実験被害者を結集しての「国際被団協」まで藤居は視野に入れていたとされる<sup>七</sup>。

一九五六年三月一八日には広島県原爆被害者大会が開催され、「水爆実験を即時停止するよう措置されたい」「原爆被害者援護法（仮称）を制定せられたい」を採択、国会に請願することとなった。請願内容において、これまでの「国庫負担」を原爆投下に対する国家の責任を問う「国家補償」に変えた点などが討議の成果とされている<sup>八</sup>。ついで一九五六年五月二七日広島県原爆被害者協議会が結成された。広島県の全ての原爆被害者団体を一つの組織にまとめた同協議会の会員数は二万六七二一人にのぼった<sup>九</sup>。

長崎でも、第一回原水爆禁止世界大会に参加した代表の報告会をかねた集会が一九五五年一月に開かれ、ほぼ同時に長崎原爆青年会が一四人の会員で発足し、長崎原爆被災者協議会の結成を決めた<sup>〇</sup>。

翌一九五六年八月九〜十一日に第二回原水爆禁止世界大会が長崎で開かれた。大会には、広島県代表九〇人のうち被爆者が四〇人を占めるなど全国から多くの被爆者が参加した。長崎原爆青年乙女の会からは、原爆被害を受け下半身不随となった渡辺千恵子が「みじめなこの姿をみて下さい。わたし

が多くを語らなくとも、原爆の恐ろしさはわかっていただけだと思います」と語りかけ、第四分科会では、「原水爆被害の実相と被爆者救援について」からだ・くらし・こころの苦しみの実情が訴えられ、県外に出て相談窓口すらない被爆者の「みじめさ」、救済立法化を求めても「いやな顔をする」厚生省・大蔵省・代議士のようなすがたが語られた<sup>一</sup>。

大会二日目の八月一〇日には、全国各地から被爆者ら八〇〇名が集まり、原水爆被害者全国大会が開催された。会場には「原水爆禁止運動の促進」「原水爆犠牲者の国家補償」「被害者の治療・自立更生」「遺家族の生活補償」「原水爆被害に因る国民生活の安定保証」の五本のスローガンが掲げられた。

そしてこの大会にて日本原水爆被害者団体協議会の結成が決められた。一九五六年九月二七日には日本被団協第二回代表者・理事会が開かれ、①日本原水協に日本被団協東京事務所設置を依頼すること、②日本原水協に加盟することを決め、③未組織地方の組織化と原水爆実験禁止協定を結ぶための活動を協議した。

被爆者対策立法を巡る動きは急速に展開し、日本被団協結成から一年後の一九五七年四月一日には原爆医療法が施行され、被爆者健康手帳の申請・交付がはじまった。同年度末に発表された全国の手帳交付数は二〇万九八四人（うち広島市七万四六一〇人、長崎市六万六八八二人）であった。ただし、それに対する厚生大臣の認定による原爆症認定患者は一九五七年度時点で一六六八件の低い数字に留まった<sup>二</sup>。

さらに日本被団協は原爆医療法改正の運動を進め、一九六〇年三月には、二キロ以内の直爆被爆者と原爆症認定を受けた者を「特別被爆者」とし、彼らの一般疾病への医療費支給制度が創設された。

一九六〇年八月八日、日本被団協第五回定期総会では「全国的展望に立った日本被団協としての方針を、各会の実情、意見の十分な反映のもとに打ち出し、かつ方針を徹底する執行部の機能」を求めて、規約改正をおこない、従来の代表委員・常任理事制を、理事長・代表理事制に変えた。代表理事は八ブロックそれぞれと広島、長崎から各一名を選出し、理事長には森滝市郎が選ばれた。

## （2）原水禁運動の分裂と被団協運動の混乱

一九五五年当時には国民運動として大きな盛り上がりをもせた原水禁運動であったが、一九六〇年代になると分裂がみられるようになった。一九六〇年の第六回原水爆禁止世界大会は安保反対の声の高まりの一方で、原水禁運動が安保反対の姿勢を打ち出すことを批判する人びとも現れ、一九六一年八月には自民・民社党系のメンバーは、別に核兵器禁止平和建設国民大会を開催し、一月には核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）を発足させた。彼らは一九六二年五月に広島・長崎原爆被爆者大会を広島で開催し、全日本被爆者協議会が、主として広島市内在住被爆者を組織して発足し、広島県被団協から離れた<sup>三</sup>。

この状況を受けて、一九六二年八月の日本被団協第七回定期総会では原水禁運動と被爆者運動との距離の取り方が協議された。大分、大阪、兵庫、京都、愛知、熊本、滋賀、富山、徳島、香川、岡山の一一府県を代表して大分県被団協会長の山田都美子から提出された意見書では、原水協と核禁会議両方に加盟すべきであり、核禁会議に加盟しないならば原水協からも脱退すべきであるとされた。この意見を巡っては激しい討論がおこなわれたが、分裂をさげ日本被団協の団結を強化する方向で、次期代表理事会へ

検討を委嘱することとなった。<sup>一四</sup>

一九六二年九月九日の代表理事会では、各県被団協ごとの事情から、核禁会議への加盟をおこなっている地方とそうではない地方があり、日本被団協として統一方針を示せない事情があることが確認された。そして日本被団協としては日本原水協に加盟している現状を維持するとまとめた。この報告をうけて大分県被団協は九月一六日に総会を開き、日本被団協と大分県原水協からの脱退を決めた。<sup>一五</sup>

またこの直前の米ソの対立の激化を受けて、日本原水協内部でも軋轢が生じていた。第八回原水禁世界大会は、大会中の八月五日に、中断していた核実験を再開したソ連に抗議するか否かを巡って対立が表面化し、「いかなる国の核実験にも反対」すべきであると主張する社会党・総評系の大会役員が退席したまま閉会することになった。一九六三年一月二〇日には日本被団協は日本原水協に運営正常化を要請し、日本原水協も統一の維持をめざす動きをみせるが、今度は七月二五日に米ソ英が結んだ「部分的核実験停止条約」への賛否を巡り、ふたたび日本原水協常任理事会はまひ状態に陥り、社会党・総評系は、別の国民大会を開き、原水禁運動は事実上分裂した。<sup>一六</sup>

原水協の分裂を受けて、一九六三年一月一七日には、宮崎、大分、岡山、鳥取、兵庫、京都、愛知、滋賀、栃木の九府県と阿部幸雄（愛媛）、新開進（大阪）が、①日本原水協加盟の即時取り消し、②理事長および現代表理事不信任、③規約改正（会の名および事務所設置場所の変更、理事長・代表理事制を廃止し会の代表者を複数とし、選出は全国理事会の公選による）を求めて、日本被団協臨時総会開催を求める要請書を森滝市郎理事長宛に送った。

しかし一九六四年二月六日の第一六回代表理事会では、この問題で臨時総会を開くことが「重大な結果」を招くとの理事長発言があり、臨時総会を開かないとの理事長の決断が了承された。

この間、森滝は社会党系の原水爆被災三県連絡会議に広島代表として参加したが、第一七回理事会では、森滝が日本原水協の役員、広島県原水協の役員、日本被団協の役員であることを整理することなく、被災三県連絡会議の主導者に加わったことに対して、激しい批判が出たと『五〇年史』には記されている。また同理事会では、日本原水協の一角に「寄宿」していた日本被団協事務局を、暫定的に、広島県被団協に移動するとの「報告」が森滝からなされた。それまでは日本被団協の活動資金は日本原水協に寄せられる被爆者救援募金でまかなわれ、会計事務も日本被団協からの要請で日本原水協の協力のもとに処理されてきたが、この関係は事務所移転によって崩れることとなった。<sup>一七</sup>

さらに一九六五年二月第一九回代表理事会にて、日本被団協は当然いかなる原水禁団体にも加盟関係をとらないことで決着をみたが、その後日本被団協の運動は停滞し、一年間の休止状態に陥った。<sup>一八</sup>

### （3）被団協運動の「再生」

その後日本被団協においては、第二一回代表理事会（一九六六年五月二九日）で一九六六年度の運動方針が決定され、「対外的宣伝」として「被爆者の実態、援護法要求の根拠を簡易に叙述したリーフレットの作製と配布」をおこなうことが示された。<sup>一九</sup>さらに、その具体策として七月には第二三回代表理事会で日本被団協内に専門委員会を設置することが定められ、小川政亮、庄野直美、山手茂、伊東壮の四名が専門委員に就任し、「つるパン

フ」が作成された。この一連の流れを指して『五〇年史』は「運動の再生」と評価している。

しかし活動休止状態から「運動の再生」に至るロジックについては、『五〇年史』では十分に説明されていない。「つるパンフ」の発刊以降の活動は被団協関係者にとっても運動の原点であると記憶されている時期ではあるが、同時に非常な混乱期であり、その実体は十分には認識されていないように思われる。被団協関連文書から考える。

## 2 「被団協関連文書」からの検討

日本被団協が機能停止に陥った前後における、日本被団協内部での議論に関連する史料の多くは、「被団協関連文書」No.8のもんじょ箱に収められている。本章ではこれらの史料を時系列に沿って検討し、一九六〇年代半ばの被団協の変化について考察する。なお、いずれも未発表の史料であるため、各史料とも若干長めに引用する。

### (1) 第一九回代表理事会への不満

前章で述べたように一九六五年二月二八日の第一九回代表理事会以降、一年間日本被団協の活動は休止することになるが、同代表理事会に傍聴者として出席した田辺勝（広島県被団協理事長）の会議をまとめた史料「日本被団協全国代表理事会 理不尽にも日本原水協脱退を決定」<sup>10</sup>が存在する。

田辺が批判した点として、①代表理事が決定していないブロックが三箇所ある状態で開催された代表理事会が日本被団協の意思を代表しているか否かへの疑問、②代表理事会の開催通知が開催日三〜四日前と差し迫っての到着であり、各ブロックでの十分な討議を経ないまま参集した代表理事

による決定が「民主的な運営」とは言い難いこと、③広島県被団協を部外者として発言を極端に制限したことが記録されている<sup>11</sup>。以上の三点から、会の運営のあり方自体に不満が生じていたことが分かる。

さらに準備不足の代表理事会で「いかなる原水禁組織にも加盟せず」との重要な運動方針を決定したことは、森滝による「組織分断活動」であると糾弾している。

また田辺は会議を総括する「結語」に次のように記載している。

### 7、結語

今回の代表理事会を傍聴して受けた印象は、全国的には被爆者一人くゝを掘りおこし、被爆者の要求を汲みとってゆく努力が積みかさねられている府県のあることを原水禁活動を通じてわれわれは承知しているが、日本被団協の名によって行われ或は行われようとしている運動には見逃すことのできない、きわめて重要な問題を包蔵しているということである。…… (008-3-02)

府県レベルの運動においては、被爆者の要求を汲み取りつつ、被爆者運動を立ち上げていこうとする動きがみられるにもかかわらず、被爆者の声に耳を傾ける方向で日本被団協の代表理事会が運営されていないことへの強い不満が表明されている。

さらに、第一九回代表理事会終了直後の一九六五年三月六日には、杉山秀夫（静岡県原水被害者の会会長）から森滝市郎への不信任状<sup>12</sup>が提出されている。杉山の意見は田辺の感想と似通っており、一九六四年一月三日の全国理事会および一九六五年二月の第一九回代表理事会の召集方法が「非民主的」であったことに対する非難が記されている。

## (2)「東京の原爆被害者をはげます集い」

第一九回代表理事会のあと日本被団協としての運動は休止することとなったが、地方における「被爆者一人／＼を掘りおこ」す動きがあったことを示す史料が、一九六五年六月一日に開催された「東京の原爆被害者をはげます集い」の開催案内<sup>一三</sup>である。差出人は「世話人会準備会」となっているが、東友会メンバーないしは有志が中心になっていると思われる。集いの意義と目的については次のように記載されている。

### I 「集い」の意義と目的

- (1)被爆者の要求を実現させ「広島」「長崎」「ビキニ」をくりかえさないために、被爆者とともに広汎な各界各層の人々が立上ること。
- (2)被爆者運動と被爆者救援運動の意義をひろげ、広汎な世論をつくりあげること。
- (3)被爆者が切実な要求をもとに団結し、被爆者の組織をつよめ、被爆者運動を発展させること。
- (4)文化・芸術・芸能をはじめ各界各層の諸団体サークル・個人の自主的、創造的な被爆者救援運動を大きく発展させること。
- (5)被爆者自身の運動を支え、救援するための資金をつくりあげてゆく。

(008-3-10)

この史料では被爆者援護法制定そのものを目的とするのではなく、被爆者運動の組織的再編成の意図が強く打ち出されている。すなわち、この「集い」では、意義と目的が「被爆者の組織をつよめ、被爆者運動を発展させること」や「自主的、創造的な被爆者救援運動を大きく発展させること」自体におかれていることが理解できる。また原水禁団体との密な協力

関係の維持が困難となるなかで、独自財源の確保が意識されている点も重要である。「当日の構想」としては東京都体育館に八〇〇〇名が集まり、「全会場の参加者と被爆者が交流し心と力を一つにしていく」ことが挙げられている。

さらに同史料から「運動のすすめ方」を引用する。

### II 運動のすすめ方

- (1)よびかけ―東京の原爆被害者をはげます集いを成功させましょうにこたえて、これを広くゆきわたらせ、世話人会を各界各層の団体、個人で結成する。
- (2)世話人会は当日の集いの準備とともに、全都の被爆者運動と救援運動を発展させるために、自主的、創造的な運動をおしすすめる。
- (3)被爆者を囲む懇談会、交流会、学習会や宣伝活動によって原爆投下の真相、被爆者の二〇余年余の放置された歴史、現在の情勢とともに、ひろく理解させる活動
- (4)被爆者の要求を実現することは、国民各層の生活と権利を守ることに結びついていることを明らかにし、被爆者との連帯した運動を発展させること
- (5)地域・職場の被爆者と積極的に交流し、共に立上る活動。
- (6)「被爆者完全援護法制定」「原爆症根治療法研究機関設置」の国会請願署名をすすめること、地方自治体へ被爆者の要求実現を請願すること。
- (7)東友会の救援折鶴バッチの普及、救援募金箱の運用を積極的におすすめすること。
- (8)毎月六日、九日を以上の諸運動をすすめるための定例行動日とすること。
- (9)「はげます集い」に一人でも多くの被爆者がその要求とともに参加できるようにすること。

(008-3-10) 史料中の句点の有無は原文ママ)

この史料から読み取れるのは以下の三点である。

第一に、それ以前の被爆者運動が、被爆者援護と原水禁運動を両輪と位置づけていたにもかかわらず、この「集い」においては、原水禁の文字がみられないことは重要であろう。原水禁運動との関係を巡って、被爆者運動が活動中止期であったことを踏まえての配慮であると考えられる。

第二に、「自主的、創造的な運動」「積極的な交流」などの表現には、横のつながりを意識する発想が濃厚にみられる。地域や職場など被爆者が生活する場における連帯を求めている点も特徴的であろう。

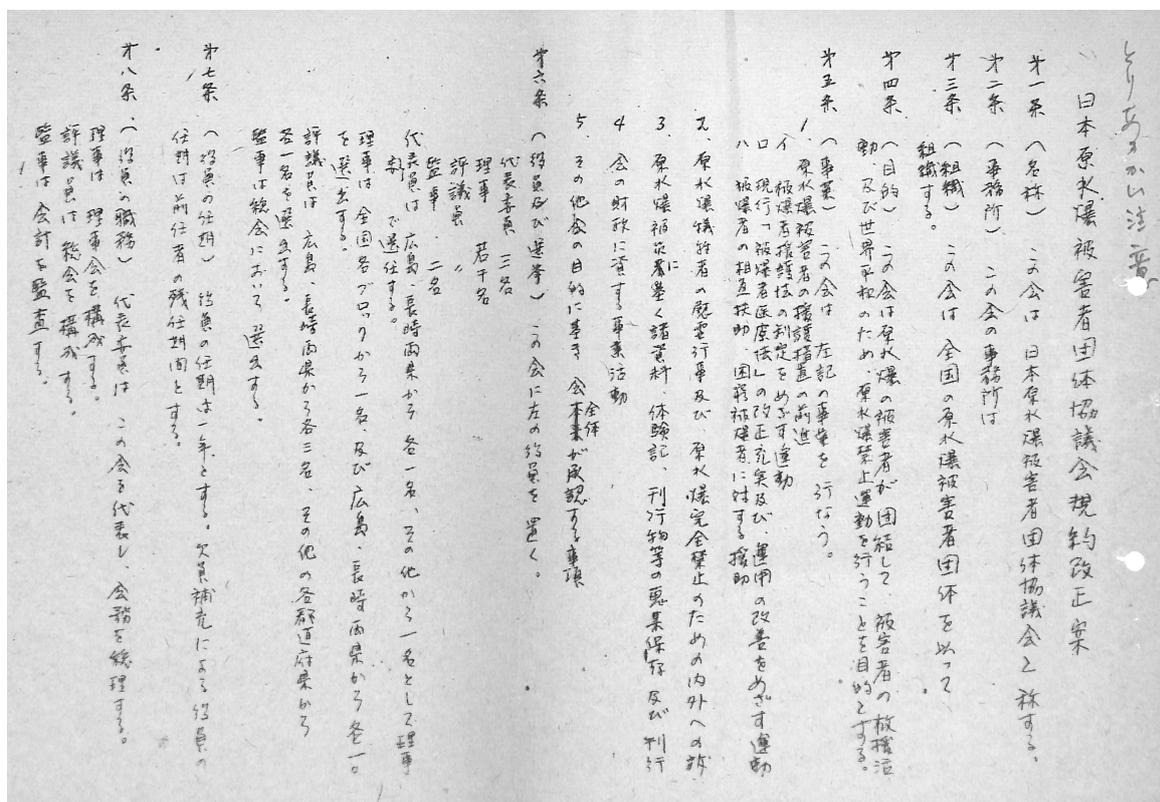
第三に、被爆者問題が単なる被爆者の救援に留まるのではなく、被爆者問題を置きざりにしない意識をもつことが、国民全ての生活と権利の向上にもつながることを訴え、被爆者と国民との連帯を模索していることがわかる。「東京の原爆被害者をほげます集い」にみられる積極的な運動意図をみると、『五〇年史』に記載される一九六五年前後の「運動の停滞」は、日本被団協の停滞であって、東京においては新たな組織原理を採用しながら、運動の発展が目指されていたことが分かる。

### (3) 日本被団協の運動再開——第二〇回代表理事会（小郡）開催前後の動き——

一九六六年三月二一（二二）日には、第一九回代表理事会以来一年ぶりに第二〇回代表理事会が山口県小郡で開かれた。第二〇回代表理事会開催通知には、草稿「日本原水爆被害者団体協議会規約改正案」<sup>二四</sup>（図一）が添付されており、運動の再開にあたって森滝理事長らが作成し、同代表理事会に附議した規約改正案とみられる。

同規約改正案では第二条の事務所規定が空欄となっており、日本原水協脱退後の事務所が広島県被団協に移転されたものの、広島県被団協が分裂

図一 「日本原水爆被害者団体協議会規約改正案」(008-3-12)



するなかで、事務所の位置も定められていなかったことが分かる。また日本被団協の目的は「原水爆の被害者が団結して、被害者の救援活動、及び世界平和のため、原水爆禁止運動を行うこと」(第四条)が掲げられ、第五条の事業では「原水爆被害者の援護措置の前進」「原水爆犠牲者の慰霊行事及び原水爆完全禁止のための内外への訴」など五点が掲げられている。この規約案における大きな変更は理事長―代表理事制から代表委員―理事制への転換であり、一九六〇年になされた理事長―代表理事制への転換を、もう一度旧に復することが提案された。かつての理事長制への転換が日本被団協としての統一方針を強力に打ち出すことにあつたのだとすれば、原水禁運動との関係を巡って揺らぐ日本被団協が統一方針を出すことが困難になったことを示しているのだと推測される。

さて第二〇回代表理事会開催直前の一九六六年三月一日に、東友会は森滝理事長を糾弾する書簡(以下、東友会「問責文」)を発している<sup>二五</sup>。批判のなかでもっとも強い主張がなされている「三、民主主義は今日では子供でも常識になっております」と題された文章を引用する。

広範な被爆者の声をどう吸い上げ、どう組織し運動化するかという観点は現在の理事長及びその同調者には皆無であります。その事例をあげればきりがありません。例えばこのたび代表理事会对しても、行宗(一)東友会代表理事に和田氏より電話があり、元老として参加して欲しいと要請がありました。東友会の常任理事会は、全員このこと一つについても猛然と怒りました。おたづねしますが、日本被団協は個人協議会であつて団体協議会ではないのですか。東友会に正式の連絡があり、それをみんなで集つてはかり決定してこそ行宗氏が出る意味もある筈です。まして元老などというのは旧憲法上で

も違憲の用語だったものです。手続きも自分達が勝手にきめた規約さえもメチャクチャにふみにじつて何をしようというのですか。それでも日本被団協ですか。それでも民主的な団体ですか。それでも一片の良心にも恥じないというのですか。私たちは二〇世紀半ばの日本でこのような非常識で非民主的な考え方を抱いている人達が、どうして日本の被爆者運動をやっているのか不思議に思っています。こうした発想のかけには被爆者の大衆的意見を恐れ、それを拒否する思想をよみます。(0083-15 傍点原文ママ)

被爆者の声を吸い上げ、とりまとめていく発想がそもそも森滝に欠如していることを糾弾している点の特徴である。さらに東友会は自らを「中立の団体」と位置づけ「下部の意見が機関に正当に反映するから中立になるのです。被爆者にはいろ／＼の人がおり、その意見の一致したところで会議を進めてい」るのに対し、日本被団協理事長の立場でありながら、社会党・総評系の国民会議に接近する森滝を厳しく批判している。さらに、森滝らを「被爆者貴族」と揶揄しつつ「私たちは毎日／＼の活動の中で一人／＼の被爆者を大切にすが故に、憤激を一段と強くし、被爆者貴族の跋扈を問責したい思いで一杯であります」とした。

前章でまとめたように、森滝がこだわったのは「いかなる国の核実験にも反対」であった。しかし米ソの冷戦が「熱戦」として展開しつつあったアジアにおいては、その主張は必ずしも全ての被爆者を包含する一致点にはなりえなかった。右に引用した書簡において、東友会は原水協脱退の決定自体の是非については言及していない。すなわち東友会は原水禁運動との距離をめぐる批判をしたのではなく、「一人／＼の被爆者」の気持ちを含んだ形での運動の再編と「民主主義」にのっとつた組織再編を求めたの

であった。

森滝理事長糾弾の気運が高まる中で開催された第二〇回代表理事会については「日本被団協第二〇回代表理事会の経過報告（まとめ）」<sup>二二六</sup>が残されている。この史料は会議に出席した北海道、東北、神奈川、福岡などの各被爆者代表からの報告およびテープ録音（一日目のみ）をもとにして、日本原水協事務局がまとめたものである。

同報告によると、会議初日は、東北、九州、北海道各ブロックの代表理事から、運動が停止した責任を問う声があげられ、東友会「問責文」の他、東北ブロックの「辞職勧告文」、静岡県被団協の不信任電報が森滝宛に提出されたことに言及した<sup>二二七</sup>上で、理事長としての対応のあり方が厳しく問われた。さらに日本被団協の事務所所在がみえなくなっており事務体制の混乱している状況や、ブロック会議停止地域から出ている代表理事の代表資格の有無などについて鋭い批判がなされ、決議をみないまま終わっている。二日目の討議においては、広島代表理事からテープ録音の中止が動議され、東北・九州・北海道の三ブロックは反対したが、賛成六、反対三にてテープ録音が打ち切られた。「被団協関連文書」008-3-12の規約改正案が森滝から提案されたが、ブロック討議を経ずに提案することは「非民主的」だとする批判や、現行規約の問題点を先に論じるべきとの意見が出され、まず規約改正の必要性を各地のブロック会議で討議することになった。

#### （4）一九六六年度運動方針案をめぐる動き

##### — 第二〇回代表理事会に向けて —

第二〇回代表理事会の討議を受けて、森滝がまとめた運動方針案が二点、被団協関連文書に残されている。森滝市郎「本年度運動方針素案」（008-

3-08）および森滝市郎「本年度運動方針（案）」（008-3-09）である。ともに一九六六年四月五日の日付が付されているが、008-3-08をもとにして、008-3-09が作成されたと思われる、おおむね同一内容となっている。

日本被団協としての運動方針として、被爆者援護法制定の運動、原水禁運動の二本柱を掲げ、目的達成のために必要な「組織・宣伝・財政」の「組織」について008-3-08では次のようにまとめている。

日本被団協の組織的運営の第一点は、地方組織の主体的活動を日本被団協の運営の基礎に据えることであります。

第二点は、この上に立脚して、日本被団協共通の事業としては全会、全会員の一致し得る行動を強力に推進することあります。

つまり地方組織の連絡協議体が、日本原水爆被害者団体協議会であることを鮮明にすることあります。

第三点は「被爆の運命を共にした」という一点に基いて結成されている組織の性格上、その集団的意志の代表のしかたに、より集団的、中立的性格がうち出されることあります。

こゝに、当面いかなる原水禁組織にも加盟せずという立場を貫きながら日本被団協としての機構改善が必要となります。抽象的な表現であります。日本被団協としては、各会が一致し得る事業を共通事業とする連絡協議機関としての性格を鮮明にし、共通事業の具体化と推進のために、各ブロック代表の協議機関が存在し、会の代表、会務の総理は、複数代表制度によって行われることが必要であります。

（008-3-08 史料中の傍線は、謄写版史料にペン書きで加筆）

森滝は「独自の調査、慰霊祭など、地方組織の主体的活動が活発」にな

っていることを認めた上で、その意見をすりあわせるのではなく、日本被団協は「連絡協議機関」として「各会が一致し得る事業を共通事業」とすることとしている。

東友会が「被爆者をはげます集い」をおこない、個人の「自主的」「創造的」な活動を重視し、多様な意見を包含する形で、運動を進展させることを考えていたのに対し、森滝は多様な背景を持つ被爆者たちが共、できる意見のみを日本被団協の集団的意志とした点は鋭い対照をなしている。

また083-09では、原水協からの自立が必要となっていた財政については「基本的に各会からの会費、諸事業に対する分担金に基礎をおくことが望まれる」とした上で、日本被団協の活動資金としては「日本被団協中央会計が年間約三百五十万円を確保するよう寄付金集め、事業活動を行う」とされ、「地方の会は、自治体からの助成、一般募金、事業活動によつて会の運営費確保の努力を行う」とされており、「宣伝」とは切り離されて説明されている点も「被爆者をはげます集い」の発想とは対照的である。

森滝による一九六六年度運動方針案<sup>二六</sup>に対しては、東北ブロック会議から対案である「一九六六年度 日本被団協運動方針(案)——提案——東北ブロック会議<sup>二九</sup>」が出され、ともに一九六六年五月二九日の第二一回代表理事会に附されることになった。その内、東北ブロック会議提出の「運動方針(案)」では「被爆者援護法制定」「原爆症根治療法研究機関の設置」「核戦争阻止・核兵器完全禁止」の目標実現がうたわれているが、注目されるのは運動の総括である。「一、被爆者運動は、どのように前進しているか。その成果と教訓に学び、運動をさらに発展させよう。」の項目には、被爆者運動の現状に対する認識が示されており、各県被団協それぞれの活動が具体的に列挙されている(表一参照)。

東北ブロック会議が特に注目したのは各県が取り組む運動の「大衆」性であった。被爆者運動が少数の幹部だけではなく、裾野をもった運動として拡大していることが強調されており、たとえば表一中の「1」に記載さ

表一 東北ブロック会議が指南する各県被団協の「前進」

	活動内容	都道府県団体
1	「被爆者をはげます集い」の「画期的な成功」 一七〇〇人の被爆者と二万人にのぼる原水禁運動の活動家が「都体育館をつめつくし、ひじょうに感動的な集会」	東京、横浜
2	被爆者療養センター建設運動への大衆的な募金 県知事や地元自民党代議士も賛同者とならざるを得ない世論の状況	岩手、山口
3	自治体議会と理事者に対する積極的なはたらきかけ	東京、北海道、青森、神奈川、山梨、静岡、長野、山口、福岡
4	被爆者の実態調査・被爆者の手記を刊行 各県被爆者組織と原水協や平和友好団体の提携 広島からは『原爆許すまじ』(新日本出版社)の刊行	岩手、宮城、新潟、東京、神奈川、静岡、長野、愛知、高知、広島、山口、福岡、長崎
5	一九六五年一〇月の国会請願大会では都道府県代表が六万人を越える請願署名を提出 「大衆的」「恒常的」な行動に重要な意義	各都道府県代表
6	三・一ピキニデーには静岡県被団協が日本宗平協とともに久保山愛吉の墓前祭開催	静岡

「一九六六年度 日本被団協運動方針(案)——提案——東北ブロック会議」(「被団協関係文書」083-09)から要約して松田が作表。

れた「被爆者をげます集い」については次のように記されている。

さる（一九六五年）六月一日に東京で、五日に横浜でひらかれた「被爆者をげます集い」は、文字どおり画期的な成功をおさめました。とくに東京では、一、七〇〇人の被爆者と、一万人にのぼる原水爆禁止運動の活動家とが、激しい雨にもかかわらず都体育館をうめつくし、ひじょうに感動的な集会となりました。また、ちようどアメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動の渦中にあつた神奈川県でも、一八〇人の被爆者が結集したことの意義は、きわめて大きい。集会に参加した被爆者から、東友会や神奈川県被団協に寄せられてきた数おおくの手紙は、被爆者が団結することの必要性を強調し、被爆者と原水爆禁止運動の活動家との暖い連帯を喜ぶ気持ちにあふれています。とくに、この二つの集会が、それぞれ東京原水協、神奈川県原水協の全面的な協力によつて支えられていた事実を、指摘しておかねばなりません。

(008-3-06)

東北ブロック会議は、被爆者同士の横のつながりと、被団協と原水協との連絡関係に注目して、当時の活動状況を総括した。それが同史料にある次の文章である。

以上のような運動のなかで、最近、被爆者の地方組織が、茨城、神奈川、新潟、山梨、奈良、和歌山、高知各県など、つぎつぎに大衆的、民主的な確立を見るにいたり、また、東京、静岡、愛媛、福岡、長崎などの各都県で、地域組織の強化（たとえば校区ごとの組織化）がすすめられています。さらに、広島における小頭症患者を守る運動や、北海道、東京、福岡などの各都道県における相談所運動の成果にも、みるべきものがあります。そして、被

爆者運動と被爆者組織の主体性が根をおろすとともに、財政も安定するという事実が、はつきり示されてきていることに注目しなければなりません。

(008-3-06)

ここでは地方組織の「大衆的、民主的な確立」が進んでいると指摘されており、各県被団協においても、この時期に規約や運動方針の変化があった事実を示唆しているが、地方の被爆者運動史料を検討した上で、今後、分析をする必要がある。

#### (5) 第二回代表理事会

前項でみたような運動方針の対立を含みながら一九六六年五月二十九日に開催された第二回代表理事会については議事録が二点残されている。A「第二回被団協代表理事会経由」(008-3-11)とB「第二回被団協代表理事会の経過報告(まとめ)」(008-3-18)である。Aはペン書きであり、Bは活版印刷である。ほぼ同一内容であるが、BからはAのうち、ヤジなどの公開に適さないと判断されたであろう記述が削除されており、下書きにあたると思われる。史料Aには執筆者は記載されていない。

この二つの史料には、すでに「加盟」をとりやめた原水禁団体との関係について、運動方針に「協力関係」と記載するか否かを巡って討論された様子が残されている。会議の濃密な雰囲気伝えるメモであり、Aから該当箇所を引用する。

#### 4、組織問題 加盟と協力関係について

(1) 今年(一九六六年)は援護法獲得の年だから運動の基調はこれのみとすべきだとする広島のヤジを混った強い意見と

(2) 現実にすべての平和友好団体との協力なくしては、被団協はここまでやってこれられず、現にどこの地方も協力関係をもっているから、事実には「協力関係を断つ」ことを方針案にのべ、加盟の問題は今後の実績の中から決めるべきだとする九州の意見とが対立。

・約三時間ばかり、討論され、その間2回休憩を持ち、雑談的に討論された。(3) 広島は松垣氏、小佐々議長より折ちゆう案として、「いかなる原水禁団体とも加盟せず」をつかいし、あらゆる平和友好団体と協力関係をもつことを方針案に記録せず、確認事項として意味を含ませることを提案、多くはこれに同意していたが、広島は二人のオブザーバーの婦人のちつかい「『懐懐』」により、再び二つの意見が対立。

(4) 近畿の添島代表（「副島まち」）が対立する二つの意見の混乱にしびれを切らし、遂に泣きおとして、次のような森滝案によって採択された。

「ここに、当面いかなる原水禁組織にも加盟せずという立場を貫き乍ら日本被団協としての統一を守って運動を進めます。このような体制の中で援護法、原水爆禁止の目的のために、努力しながら会の全体の強化の実をあげなければなりません。」

○この採択に対し、東北は反対

確認事項として、

討議内容については事務局がまとめて入れる

(008-3-17 □囲みは原文ママ)

(4) について、Bでは「このあとをうけて、副島（近畿・兵庫）は、対立する意見にしびれを切らし、涙を流して、森滝方針（案）を援護する発言がでて、森滝氏より次の提案がされた」となっており、また森滝提案に反対したのが「東北」と記された箇所はBでは「東北、九州、四国」に修正されている。

またBには四国ブロック会議から第二一回代表理事会に出された意見書「日本被団協一九六六年度運動方針森滝案を討議するにあたって」が付されており、「被爆者の団結、統一」と「日本被団協の発展」を妨げる要因として以下の点を挙げています。

第一の原因は、被爆という一点で結集している組織に対し「いかなる国の核実験にも反対」を基本原則としておしつけ、このような方針に反対する都府県被団協を日本被団協から排除しようとしたことにあります。

さらに森滝理事長は、日本被団協の加盟団体であり、日本被団協結成の時から、互に支えあつて活動してきた日本原水協に対立する組織である「三県連」あるいは「原水禁国民会議」結成の呼びかけ人となり、その中心になつて活動してきました。このような大衆組織の原則を無視した行動こそ多くの被爆者の切実な要求を放置し、日本被団協の活動を停滞させて最大の理由であります。

第二に、日本被団協を無活動、分裂の危機においやつたのは、きわめて非民主的な組織運営にあります。規約を無視して事務局を勝手に移動したり組織とは無関係になつた元事務局員（和田氏）の私宅を連絡事務所にあて、さらに援護法制定の署名を一年間も放置するなど、組織運営のイロハにも反する行為であります。

第三に、このように日本被団協を開店休業状態に、また分裂の危機においやつたのは都道府県被団協の責任ではなく、日本被団協の執行部、特に理事長の要職にありながら、組織原則を無視した行動をとり続けてきた森滝理事長の責任は決してあいまいなことでは許すべきではありません。

以上のように日本被団協の民主化と民主的運営の体制を確立することこそ本年度の運動方針を討議する前提であると考えます。(008-3-18)

これらの森滝批判のもととなった事実関係はあくまでも四国ブロック会議の視点によるものであり、事実の当否については慎重な検討が必要であろう。しかしここまでの史料でみてきたように、日本被団協の組織のあり方についてトップダウンかボトムアップかの組織像を巡るイメージの違いがあったことが明らかであろう。

### (6) 第二回代表理事会後のつぎ

第二回代表理事会のあと、一九六六年六月一八日に日本被団協東北ブロック会議代表理事であった齊藤義雄は「緊急連絡」<sup>三〇</sup>を各都道府県原水協事務局長あてに送った。第二〇回代表理事会および第二一回代表理事会が森滝案を軸に検討しつつ、①東北・四国・九州からの森滝不信任、②東友会からの森滝問責文、③「森滝運動方針(案)」(008-03-08)に対しても東北ブロックの対案(008-3-09)が出され、「はげしい討議」がおこなわれたことを伝えている。

そして東北ブロックの対案が、核戦争阻止・核兵器完全禁止被爆者援護法制定・原爆症根治療法研究機関の設置が原水協の運動方針と一致しているとした上で、「各県被爆者の会の民主的討議により、東北運動方針(案)

を森滝(案)に対する「対案」として支持し、これをできれば機関の正式決定(被爆者の会)とするようご援助」を依頼している。

### (7) まとめ

日本被団協が活動休止に追い込まれた事情は『五〇年史』記載の通り、日本原水協の分裂に対する各県ごとの意見の相違が原因であったのだろう。一方で、「被団協関連文書」No.8の箱をひもといてみて、一九六〇年代の活動休止から再開に至るプロセスを一定程度復元すると、論点は日本原水協問題だけではなかったと評価でき、組織原理を「民主的」に変革することの是非と日本原水協問題が結び付きながら、議論が展開したことが理解できる。主に3つの立場が存在したように思われる(表二参照)。

森滝理事長と東北・九州・四国各ブロックとの対立は、日本原水協との協力関係を巡る争いであった。森滝が日本被団協の運動方針を、全ての被爆者が共有しうる論点、すなわち被爆者援護法の制定要求に絞ることで運

表二 被団協運動の「再生」に際しての各メンバーの意見まとめ

森滝市郎	当初は「いかなる国の核実験にも反対」を日本被団協の方針として掲げようとして挫折し、被爆者として共有できる論点(II被爆者援護法の制定要求)のみに、日本被団協の論点を絞ることで組織の立て直しを図った。
東北・九州・四国各ブロック	日本原水協と同時期に生まれ、協力関係の元に被爆者運動が発展してきた歴史的経緯を重視し、協力関係の維持を模索する。同時に被爆者一人一人の声を拾い上げる方向での運動方針樹立を求める。
東友会	原水協との関係そのものについての発言は控えつつ、被爆者一人一人の声を拾い上げる方向での運動方針樹立を求める。

動の結束維持を図ろうとしたのに対して、東北・九州・四国ブロックは日本原水協との協力関係の維持を模索していた。

それに対して、東友会は原水禁運動との関係そのものについての発言を控えつつ、被爆者一人一人の声を拾い上げる方向での運動を模索していたと思われる。「はじめに」に記したように、一九六〇年代後半以降の日本被団協は、被爆者の大規模な動員を新たに企画していくわけであり、東友会の主張をもとに方針が立てられているように思われる。①原水協との関係を直接的に取り上げることはずせぬ、②被爆者問題の科学的分析を重視して問題の本質を問いつつ、③被爆者からの綿密な聴き取り活動を基盤とした被爆者要求の取りまとめを活動の中心においていく日本被団協の路線が、東友会の影響のもとに一九六〇年代後半に確立していくとみてよいのではないか。

一九八二年に刊行された東京都原爆被害者団体協議会（東友会）編『首都の被爆者運動史―東友会二十五年のあゆみ―』（以下、『東友会二十五年のあゆみ』）においても、一九六〇年代後半から一九七〇年代の運動について「日本被団協の中核としての東友会」の章を立て、森滝への問責状からはじまり、日本被団協の事務体制構築に東友会が協力することになり、さらには「東友会の独自活動が被団協の運動に」なっていく経緯が記されており、そこには同会の自負がうかがわれる。

### 3、運動「再生」のキーマンとしての伊東壮

東友会が一九六〇年代後半以降の日本被団協の運動再生に協力していく際に有した運動のロジックはどのようなものだったか。この時期の東友会の中心となったのが伊東壮であった。東京・三多摩で被爆者の声を拾い集

め続けていた伊東壮は一九六六年には日本被団協の専門委員となって「つるパンフ」作成の中心人物の一人となり、被爆者運動の理論を組み立てる役割を果たした。さらに一九七〇年には日本被団協の事務局長となっている。この章では伊東の発言を時系列に沿って振り返りながら、東友会を軸とする日本被団協の「再生」について考察する。

#### （1）一九五〇年代半ばの被爆者の意識調査

『東友会二十五年のあゆみ』で、伊東壮は「東友会二十五年のあゆみと被爆者援護法制定要求運動」の章を執筆した。そのなかで、東友会の前身である「被災者の会」が一九五六年におこなったアンケートを紹介している（表三）。回答した被爆者は四九四名とされており、そのうち東京在住が四五四名、その他府県から四五名、回収率は三九・一％と記されている。<sup>三一</sup>

表三 一九五六年八月「被災者の会」アンケート

国への要求について何らかの意見をもつもの	49・4%
―「国家の手で健康診断や治療を無料で」	80・5%
―「病気のため生活に困る者に生活の保証を」	15・9%
―「障害年金への不満」	2・6%
―「全然やる気のない政府に希望なし」	0・9%
社会に対しての要求で何らかの意見をもつもの	33・0%
―「被爆者の気持を理解してそっとしておいて欲しい」	56・4%
―「興味本位の報道や科学的に正確でない報道は困る」	38・0%
―「原爆禁止運動や救援運動が発展して嬉しい」	5・5%
被災者の会に対して意見をもつもの	37・4%
―「結成の主旨を守って政治的活動は今後もやらないでほしい」	68・6%
―「薬品の廉価取次の健康管理を協力にやってほしい」	31・4%

このアンケート結果によると、「健康診断や治療を無料で」受けられるようにすることを希望する回答が多数に上っているのに対し、社会に対する要求や運動の発展に期待する感情は極めて微弱であったことがわかる。また「被災者の会」に対しても政治的活動の自粛を求める声が強い。きわめて消極的であった被爆者の感覚について、伊東は次のように振り返っている。

これから当時の被爆者たちの姿を想像すれば、「ひっそりと世の中からかくれ、政治から離れていたい。しかし、国は何とか健康について面倒をみてくれればいい。」ということになろう。これは今日援護法制定を当然の権利と考えている多くの被爆者の姿からは、隔世の感がある。他方一見、虫のよいように見えるこの被爆者の当時の姿には、「こころ」まで無力化させられた原爆の傷痕を見ることができ、同時にそれからの二五年の運動が、被爆者の孤立・絶望・無力を解き放つ上で大きな意味をもっていたことを物語るの<sup>三二</sup>である。

「孤立・絶望・無力」の状況におかれた被爆者たちのようすを「こころ」まで無力化させられた原爆の傷痕」と伊東は表現している。自ら立ち上がる<sup>三二</sup>とうとしない被爆者の姿は伊東にとって運動の原点であったと考えられる。

## (2) 日常的活動とつながった運動の希求

一九五九年の原水爆禁止世界大会のあとに、『東友会報』一九五九年一〇月に寄せた「よく、そしてみんなで生きるために」において伊東は、同世界大会が安保問題と被爆者救援において激しい論争を起こしたにもかかわらず、「発言者の日常的活動から切り離され、生活実感から無縁な、い

わば大会のための発言に中心がおかれた議論のようにはか思えなかった」と記している。さらに「原水協の八月だけの活動と考えあわせながら、原水協大会に集まる人たちの多くがもっている、あまりに濃厚な「個人的、一時的」代表意識にしさかうんざりした」とすら記している。

また被爆者問題について、伊東は次のように示している。

安保のはなばなし論議のかけで被爆者問題は色あせたものとなってしまった。「今さら、被爆者救援なんて」「当然のことだ。考える余地はない。」そんなふんい気が私には会場で感じられた。……広島まで高い旅費をつかって来るより各地域で被爆者との懇談会でももった方が有意義ではないか。私は救援が当然視されるふんい気こそが、実は救援に実際の熱意をみんなが示さない原因だという気がした。……

だが被爆者の中には、原水禁大会よりもっと複雑怪奇であることが日本被団協総会でばくろされた。延々四〜五時間にわたる日本被団協総会は、ほとんど役員改選問題だけに終始し、被団協の実質的活動にふれる点は、わずかに片の方針の棒読みであった。……

私が東友会の決定「幹部は地域にかえれ」を発言した時、……婦人被爆者が私に、

「今日の中であなたの発言が一番胸にこたえました。私の地域の幹部は何もしてくれません」

と訴えてきた。原水協も被団協も下からみんなひとりひとりがしっかりと作りあげていかなければ、えらいことになる<sup>三三</sup>とつくづく感じた。

伊東の指摘で重要な点は、被爆者救援が議論する余地のないほど当然であることは、救援運動への熱意が持たれないことの原因であるとする言及

であろう。被爆者一人一人に向き合いながら運動組織を作ろうとしている伊東の決意が表れている史料であると思われる。

### (3) 被爆者がもつ「意識」への強い関心

一九六〇年、伊東は『思想』誌上で、被爆者が自発的に自分たちの実態を訴えてはいかない理由を分析した。<sup>三四</sup>敗戦後長きにわたって苦しみを訴えることもできず放置されてきた被爆者たちは、人類、民族、国民、地域社会に不信を抱かざるを得ない状況におかれており、人間が生み出した科学や国家組織に対しても不信をもっている点をあげている。それゆえに被爆者は行動をおこなう「精神的な基盤」がないのだとした。

また不信からなる否定の意識が徹底されれば、「行動への契機を内包した否定」になりえるはずだが、①被爆者の経験範囲が狭いことや、②経験が「科学的思考様式」をもって整理されなままになっており、経験が単なる「気分」にとどまっているがゆえに、「行動へつながる否定」を実現させないまま、当時に至ったことを指摘している。すなわち一九七〇年代後半以降、被爆者の証言が次々に出てきて体系的に組み合わせられ、被爆体験が広く共有されるに至るまでは、現場にいた被爆者たちの苦しみも、あくまでも個別の「悲惨な体験」に留まっていた<sup>三五</sup>のであり、経験の科学的な整理が必要だと伊東は考えたのである。

しかし一方で被爆者は「奇妙なことに、彼らの被爆経験を誇り、一種の特種意識をもっている。同時に平等を望む意志もそれに絡まりついて」おり、その自己肯定の意識が「発展する『否定』意識への基盤」となりえるのだと伊東は評価した。

伊東は「否定」意識が大いなる発展へとつながる契機をつくるものとし

て以下のように指摘している。

では、その契機をつくるものは何か。それは、……被爆者の実態を十分に把握した、且つその被爆事実の外延性を意識した、国民と被爆者の絶えざる交流とその交流自体の発展過程の中に、複数の型でひそむものである。たとえば原水爆禁止大会を例にとっても、また被爆者団体の結成をみても、ごく一部であるかもしれないが、その中から、自分たちの「人間回復」を達成し、生きる意味を見出した被爆者は多い。そして、三十万の被爆者が、国民全体と共通の場を真理の底までもちうるならば、それだけで彼らは「生きていてよかった」のである。

伊東の関心は被爆者に生きる意味を与えることに注がれているように思う。引用文末尾にあるように、伊東の関心は、「彼ら」（＝被爆者）が「生きていてよかった」と感じられる方向へ被爆者運動を転換することに集約されているように思える。

### (4) 「被爆者の意識の前進」についての試論

さらに「被団協連絡」一九六〇年五月に記された「被爆者の意識の前進」についての試論<sup>三六</sup>では、伊東は「被爆者団体の使命は、単に被爆者の身体上の被害をとり除く仕事だけではない。被爆者が、本当に生きていてよかつたという安定感とよるこびを感じる精神状態に彼らをおくことこそ、その最終の目標としなければならない」と述べるようになる。運動目標としての被爆者援護法の制定および原水禁運動の遂行とは別に、被爆者自身が運動への参加によって救われるとの発想を伊東が持っていたことは注目すべき点である。

伊東は被爆者を三類型に分類して捉えている。

第一の類型は現在ほとんど身体的後遺症を残していない人に多くみられるものであり、「原爆は八月六日と九日に広島・長崎に投下され、その惨状がひどかった」という点だけで原爆を擱えている人」とした。しかし彼らが「こんなに大変だ、たんですよ」と訴えたところで、聞き手には「お気の毒に」としかひびかないとした。

第二の類型は、現在幾分でも身体上に後遺症を感じている人の大部分にあてはまり、「原爆を自分の現在の苦悩と結びつけてはいるが、只原爆投下時の放射能乃至は熱線・爆風の物理的被害が、今日尚自分の身体的障害をおこしているということだけで、現在の自分と原爆を結びつけている」と人と伊東は述べている。しかしこの類型の被爆者は「俺は他の国民と違うんだ」の意識を持っているがゆえに、理解してくれない思いから深い孤立に至ると述べている。

第三の類型は「幾分でも社会科学的認識の助けをかりられる人とか、実際に活動し考えている人に多い」被爆者であり、「前の二つのタイプに比較すると、原爆を総合的に擱え、戦後の政治が進む中でつみ重ねられた被害を計算に入れ、その結果として被爆者が、今日のような立場に立たされていることを考えているタイプの人」であるとした。「何も知らない―知らされない―そして知ろうとしない国民と、国民のことを知ろうとしない政治家がつくり上げる国家は、結局こんな悲劇をまきおこし、そしてその悲劇をいつも国民の負担にしておく」ことへの理解が必要であり、東友会を中心として「まだ粗野」ではあるが原爆被害の総合的把握の理論家の取り組みが始まっていると述べている。

そして伊東は「終りに」に以下のように記している。

人間は目的に向かって努力してゆく過程こそ幸福である。そしてその目的が、自分のエゴイズムではなく、多くの人間をそれで幸福にできるときは、更にこの努力は、人間に大きな力を与える。被団協が、仕事を沢山もった人々の血の滲む努力によつて支えられているのもその人々が自然にそのことを体得している故である。(被団協で活動している人達の中からは、紆余曲折はあつても絶望は生れない。)……私達の健康や生活を守ることが決して国民大多数の利益と反しないことをしつかりと自覚することこそが私達を本物の希望に向けてくれるのである。

一九六六年に伊東らが作成する「つるパンフ」にも、国民の中に被爆者が散らばって生活してきたからこそ、核戦争はおこなわせないと国民に共有され、二二年間日本が戦争にまきこまれなかったことにつながったとの記述がある。国民の中にある被爆者の生活を守ることが、国民の利益となっていく発想をはやくから伊東が有していたことが分かる。

おわりに

一九六〇年代半ばの日本被団協の活動停滞から活動再開に至る過程では、原水協との関係が激しく議論されたことも事実であるが、一方で「一人／＼」の被爆者がそれぞれの想いを持ちより、被爆者としての要求をとりまとめていくプロセスが確立したことのほうが、より大きな意味を持っているように思われる。またその過程で被団協運動の重心は広島から東京へと変化した。<sup>三七</sup>

「再生」以降の運動の中心となったのは東友会であり、伊東壮らであったと思われる。伊東壮は一九六〇年前後からすでに被爆者自身に「生きて

いてよかった」と思ってもらうことを被爆者運動の目標に掲げるようになっており、組織としての被団協が原水禁運動の分裂に左右されていた時期から、それは別次元での運動の発展を企図していた。

本論を執筆しながら『五〇年史』を読み直してみると、被団協自身による運動の振り返りには、外部に対する要求や陳情、被爆者に対する援護の取り組みなどは描かれている反面、「再生」後の被団協運動に積極的に参加する行為自体が被爆者に「生きる意味」を与え続けてきた点が書かれていないように感じた。そのことは『五〇年史』執筆者自身にとって、あまりにも自明であったからか、あるいは副次的効果とみなされたからかのかは定かではない。

この点は被団協運動の歴史的評価にも関わる。もし被団協運動の成否が、国家補償を軸とする被爆者援護法の実現のみをもって図られるのならば、今なお被団協は運動目的を達成できてはいない。しかし被爆者が「生きていてよかった」と思えるようにすることが目標であったとするならば、その成否はいかがだろうか。

被爆に対する国家補償を求め続けてきた点で、被団協は自らの運動を特別な運動と位置づけてきたが、参加メンバーをエンカレッジする点に注目すれば、戦後のサークル活動と比較分析することもできるであろう。また一九六〇年代の被団協運動の変化は、ナショナルセンターから生活現場へと運動のフィールドが変化した、戦後の社会運動史の大きなトレンドのなかに位置づけることが出来るように思う。

今後被団協運動を戦後史の文脈に位置づける研究を続けていく。

注

一 日本原水爆被害者団体協議会・日本被団協史編集委員会『日本被団協50年史 1956-2006 ふたたび被爆者をつくるな』（あけび書房、二〇〇九年）本巻。以下『五〇年史』。

二 拙稿「日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）関連文書の概要」（『学苑』九三五号、二〇一八年）。

三 一九二九―二〇〇〇年。経済学者、平和運動家。旧制県立広島一中三年次に被爆。都立高校教諭を経て、山梨大学教員、同学長などを歴任。一九六七年当時は、東友会事務局長をつとめ、その後同会会長、日本被団協専門委員、代表委員などをつとめた。

四 「邦人漁夫、ビキニ原爆実験に遭遇」（『読売新聞』一九五四年三月一六日朝刊七面）。

五 「話す方は奔流の如く話すでしょう。聞く方は泣きながら聞くでしょう。だから今度は泊めた方が教育されたわけです。それで一遍に広島に空気が変わりました。それは間違いなく民宿の効果でした」（宇吹暁らによる藤居平一聞き書き「まどうてくれ」（未完）より、『五〇年史』本巻七三頁より再引用）。

六 一九二六―一九九六年。原爆で父を亡くし、自ら被爆者援護にかかわる。日本被団協初代事務局長。（『藤居平一』『人物レファレンス事典』（日本））。

七 『五〇年史』本巻七四頁。

八 『五〇年史』本巻七七頁。

九 『五〇年史』本巻七八頁。

一〇 『五〇年史』本巻七九頁。

一一 『五〇年史』本巻八七頁。

一二 『五〇年史』本巻九三―九五頁。

- 一三 『五〇年史』本巻一〇二頁。
- 一四 『五〇年史』本巻一〇二―一〇三頁。
- 一五 『五〇年史』本巻一〇三頁。
- 一六 『五〇年史』一〇三―一〇四頁。この過程で広島県原水協代表委員であった森滝市郎（日本被団協理事長）は「部分的核停条約の成立で極東の緊張はかえって増大している」趣旨を含む演説をしている（一九六三年八月五日）。
- 一七 『五〇年史』一〇八頁。なお一九六四年六―七月にかけて広島県被団協はさらに分裂し、さきに設立された全日本被爆者協議会と三分される事態が生じている。
- 一八 『五〇年史』一〇九頁。
- 一九 「被団協連絡」七三号（一九六六年六月一五日）。
- 二〇 「被団協関連文書」008-3-02。
- 二一 注一七に記した通り、広島県被団協は分裂し、同名の団体が連立している状況であったため、正規の加盟団体としての発言を許可されなかった。
- 二二 「被団協関連文書」008-3-11。
- 二三 「被団協関連文書」008-3-10。
- 二四 「第二〇回代表理事会開催通知」（「被団協関連文書」008-3-12）。
- 二五 「森滝市郎宛 東京都原爆被害者団体協議会（東友会）書簡」（「被団協関連文書」008-3-15）。
- 二六 「被団協関連文書」008-3-16。
- 二七 東北ブロックの「辞職勧告文」、静岡県被団協の不信電報の存在は未だ史料的に確認がとれていない。
- 二八 「被団協関連文書」008-3-09。
- 二九 「被団協関連文書」008-3-06。作成年月日の記載はない。
- 三〇 「被団協関連文書」008-3-07。
- 三一 『東友会二十五年のあゆみ』一三―一四頁。回答数の合計があわないのは原文ママ。
- 三二 『東友会二十五年のあゆみ』一四頁。
- 三三 伊東壮「よく、そしてみんなで生きるために」（『東友会報』一九五九年一〇月）。伊東壮『被爆の思想と運動』（新評論、一九七五年）への全文転載からの再引用。
- 三四 伊藤（東）壮「原爆被害者の現状と『否定』意識」（『思想』一九六〇年四月）。
- 三五 一九七七年の被爆者要求調査が被団協運動に対してもった大きな意味については、小方愛可・印出也美・成瀬萌・松田忍「栗原淑江氏談話速記録」（『昭和女子大学文化史研究』二二号、二〇一九年）参照。
- 三六 伊藤（東）壮「被爆者の意識の前進」についての試論」（『被団協連絡』No. 25、一九六〇年五月一〇日）。
- 三七 たとえば被爆問題の戦後的展開を広島を中心に記した宇吹暁『ヒロシマ戦後史―被爆体験はどう受けとめられてきたか』（岩波書店、二〇一四年）では、原水禁世界大会から一九六〇年代前半までの広島被爆者運動の成果が華々しく描かれるのに対して、広島県被団協が分裂した以降の時期を扱った第六章からは、被爆体験を個別に明らかにする取り組みが書かれるのみであり、トーンダウンしているようにみえる。

（まっだ し のぶ 歴史文化学科准教授・近代文化研究所所員研究員）